

定期預金規定書

共通規定

1. (自動継続、預金の支払時期等)

- (1) この預金のうち自動継続扱いのものは、証書記載の満期日(期日指定定期預金の場合は最長預入期限)に前回と同一期間の預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) 自動継続扱いのものの継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までに、期日指定定期預金の場合は最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を申し出てください。この申し出があった場合は満期日以後に支払います。
- (3) この預金のうち自動継続扱いでないものについては、証書(通帳)記載の満期日以後に利息とともに支払います。なお、自動受取式の場合には満期日(満期日が銀行休業日の場合は、休業日の翌営業日)に自動的に解約し、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときはその証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに(通帳の当該受入れの記載を取消したうえ)、当店で返却します。

3. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、5(5)A、B(a)から(e)およびC(a)から(e)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、5(5)A、B(a)から(e)およびC(a)から(e)の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

4. (取引等の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期日までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 3年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) (1)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) (3)に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は(3)に基づく取引等の制限を解除します。

5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約(1(3)の満期日自動解約以外の方法で解約)または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書または証書裏面に届出の印章により、記名押印して証書(通帳)とともに当店に提出してください。
- (3) (2)の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (4) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、本項に基づく通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - A. この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - B. 4(1)から(4)までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されない場合。
 - C. 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または4(1)もしくは(3)の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合。
 - D. この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
 - E. この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
 - F. 前記AからEの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合。
- (5) 次の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - A. 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

B. 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。

- (a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

C. 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

- (a) 暴力的な要求行為
- (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- (e) その他前記（a）から（d）に準ずる行為

6. (届出事項の変更、証書(通帳)の再発行等)

- (1) この証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) (1)の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) この証書(通帳)または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは、証書(通帳)の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

7. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) (3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) (4)の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、預金者(個人に限る)は、盗取された証書(通帳)を用いて行われた不正な解約の額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

9. (盗難証書(通帳)による解約等)

- (1) 盗取された証書(通帳)を用いて行われた不正な解約(以下、本条において「当該解約」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者(個人に限る)は当行に対して当該解約の金額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - A. 証書(通帳)の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - B. 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - C. 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) (1)の請求がなされた場合、当該解約が預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた解約の金額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を9本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該解約が行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) (2)の規定は、(1)にかかる当行への通知が、この証書(通帳)が盗取された日(証書(通帳)が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書(通帳)を用いて行われた不正な預金解約が最初に行われた日。)から、2年を経過する日に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) (2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
 - A. 当該解約が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - (a) 当該解約が預金者の重大な過失により行われたこと
 - (b) 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

- (c) 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- B. 証書（通帳）の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に解約を行っている場合には、この解約を行った金額の限度において、(1)にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該解約を受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
 - (6) 当行が(2)の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
 - (7) 当行が(2)の規定により補てんを行ったときは、当行は当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書（通帳）により不正な解約を受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

1 0. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および証書（通帳）は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

1 1. (証書・通帳の効力)

この預金について、1 (3)の自動解約の方法により満期日（満期日が銀行休業日の場合は、休業日の翌営業日）に元金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は証書（通帳）は無効となります。

1 2. (預金保険制度の対象について)

この預金は預金保険の対象商品です。同保険の範囲内で保護されます。

1 3. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) (1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - A. 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - B. Aの充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - C. Aによる指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) (1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - A. この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - B. 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) (1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) (1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1 4. (規定の変更等)

- (1) 当行は、法令の定めに従い、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することが出来ます。
- (2) (1)による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以 上